

平成30年度 指導監査結果

(保護施設)

施設種別 施設名 運営主体	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
救護施設 須加宮寮 (福) 大倭安宿苑	平成30年度は監査 対象外		
生活保護授産施設 働く広場・佐保 (福) 奈良社会福祉院	実地指導	1. 身体拘束等の緊急やむを得ない場合の判断等を行うための合議体が設置されていなかった。不測の事態に対応できるよう、速やかに合議体を設置すること。【奈良市救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営の基準に関する条例第33条(第16条準用)】	1. 令和元年5月1日付にて発行の「障害者虐待防止及び身体拘束廃止に関する基本方針」の第2項にて、利用者への支援内容を評価し、適正な支援を推進するための合議体として等施設内に「適正支援推進委員会」を設置する旨を規定した。そして当委員会の役割の一つとして身体拘束等不適切な支援に対する改善勧告を明記した。 今後は、新たに設置された合議体「適正支援推進委員会」主導のもと、「虐待防止及び身体拘束廃止マニュアル」に則り、より適正な支援に努めていく。